

平成25年第3回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、平成25年6月12日第3回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 村 上 次 郎 | 2 番 | 竹 内 睦 夫 |
| 3 番 | 佐々木 弘 志 | 4 番 | 伊 東 温 子 |
| 5 番 | 鈴 木 敏 男 | 6 番 | 宮 崎 信 一 |
| 7 番 | 飯 尾 明 芳 | 8 番 | 佐々木 正 明 |
| 9 番 | 小 川 正 文 | 10 番 | 市 川 雄 次 |
| 11 番 | 菊 地 衛 | 12 番 | 池 田 甚 一 |
| 13 番 | 奥 山 収 三 | 14 番 | 竹 内 賢 知 |
| 15 番 | 加 藤 照 美 | 16 番 | 伊 藤 知 市 |
| 17 番 | 佐 藤 元 | 18 番 | 齋 藤 修 市 |
| 19 番 | 佐 藤 文 昭 | | |

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 村 上 次 郎 | 2 番 | 竹 内 睦 夫 |
| 3 番 | 佐々木 弘 志 | 4 番 | 伊 東 温 子 |
| 5 番 | 鈴 木 敏 男 | 6 番 | 宮 崎 信 一 |
| 7 番 | 飯 尾 明 芳 | 8 番 | 佐々木 正 明 |
| 9 番 | 小 川 正 文 | 10 番 | 市 川 雄 次 |
| 11 番 | 菊 地 衛 | 12 番 | 池 田 甚 一 |
| 13 番 | 奥 山 収 三 | 14 番 | 竹 内 賢 知 |
| 15 番 | 加 藤 照 美 | 16 番 | 伊 藤 知 市 |
| 17 番 | 佐 藤 元 | 18 番 | 齋 藤 修 市 |
| 19 番 | 佐 藤 文 昭 | | |

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 伊 東 秀 一 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 加 藤 潤

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長 | 横 山 忠 長 | 副 市 長 | 須 田 正 彦 |
| 教 育 長 | 渡 辺 徹 | 総 務 部 長 | 齋 藤 均 |
| 市民福祉部長 | 齋 藤 洋 | 産 業 建 設 部 長 | 佐 藤 正 |
| 教 育 次 長 | 武 藤 一 男 | ガ ス 水 道 局 長 | 佐 藤 俊 文 |
| 消 防 長 | 伊 東 善 輝 | 会 計 管 理 者 | 須 田 一 治 |
| 総務部総務課長 | 齋 藤 隆 | 企 画 情 報 課 長 | 齊 藤 義 行 |
| 財 政 課 長 | 佐 藤 正 春 | 税 務 課 長 | 洪 谷 憲 夫 |
| 生 活 環 境 課 長 | 小 松 幸 一 | 健 康 推 進 課 長 | 鈴 木 令 |
| 子育て長寿支援課長 | 佐 藤 リサ子 | 農 林 水 産 課 長 | 佐 藤 克 之 |
| 雇用対策政策監兼商工課長 | 佐々木 敏 春 | 建 設 課 長 | 佐 藤 信 夫 |
| 教育委員会総務課長 | 三 浦 純 | 社 会 教 育 課 長 (次長待遇) | 齋 藤 榮 八 |
| 消防本部総務課長 | 藤 谷 博 之 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成25年6月12日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第2号 専決処分の報告について（専決第3号）
- 第5 報告第3号 専決処分の報告について（専決第6号）
- 第6 報告第4号 専決処分の報告について（専決第9号）
- 第7 報告第5号 繰越明許費の報告について
- 第8 報告第6号 事故繰越しの報告について
- 第9 議案第49号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第10 議案第50号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての報告及びその承認について（専決第8号）
- 第11 議案第51号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）
- 第12 議案第52号 平成24年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）
- 第13 議案第53号 にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第54号 にかほ市児童館条例を廃止する条例制定について
- 第15 議案第55号 にかほ市子ども・子育て会議条例制定について

- 第16 議案第56号 にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第57号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第58号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第59号 にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第60号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第61号 高機能消防指令センター整備工事請負契約の締結について
- 第22 議案第62号 唐戸大橋架替工事請負契約の締結について
- 第23 議案第63号 市有財産の無償譲渡について
- 第24 議案第64号 市有財産の無償譲渡について
- 第25 議案第65号 市有財産の無償譲渡について
- 第26 議案第66号 市有財産の無償譲渡について
- 第27 議案第67号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について
- 第28 議案第68号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について
- 第29 議案第69号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時11分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成25年第3回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、12番池田甚一議員、13番奥山収三議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。17番佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（17番佐藤元君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） おはようございます。去る6月5日開催しました議会運営委員会の報告をいたします。

今定例会に上程されています議案は、報告5件、報告の承認4件、条例の一部改正条例制定6件、廃止する条例制定が1件、新たな条例制定1件、工事請負契約締結2件、市有財産無償譲渡4件、平成25年度一般会計補正予算1件、平成25年度特別会計補正予算2件の計26件です。

一般質問は、6月17日5名、6月18日4名といたします。

議案付託につきましては、総務常任委員会4件、教育民生常任委員会9件、産業建設常任委員会6件、予算特別委員会2件とすることで決しております。

陳情の受付3件は、総務常任委員会2件、教育民生常任委員会1件となります。

また、確認事項の一つとして、この数年間、意見書の伴う陳情書が多くなっております。意見書提出は結果的ににかほ市議会として提出されるものですので、慎重な審査をお願いいたします。

また、専決処分の内容が毎定例会ごと多くなっておるわけですが、その中で損害賠償的なものが多く、説明時の教訓が生かされていないのではないか、また、不可抗力的な賠償でなく、人的なものも多いという意見が多数ありましたので、あわせて報告いたします。

よって、今定例会の会期は、6月12日より6月27日までの16日間といたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月27日までの16日間に決定しました。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの6月定例会、よろしく願いをいたします。まず初めに、先ほど長年の御功績によって表彰されました議員各位に、心からお祝いとお慶びを申し上げたいと思います。

それでは、最近の市政について報告します。

初めに、平成24年度の一般会計・決算見込みについてであります。

歳入が約151億9,100万円、歳出が約148億9,900万円で、おおよそ2億9,200万円の黒字決算となる見込みでございます。

フェライト子ども科学館についてであります。

5月9日に発生した火災については、改めてお詫びを申し上げます。

原因については現在も調査中ではありますが、本定例会に営業再開に向けた工事等に係る関係予算を追加提案します。

次に、都市対抗野球大会についてであります。

去る6月5日、弘前市で行われた第84回都市対抗野球東北予選会の第二代表決定戦において、TDK野球部は、きらやか銀行（山形）から3対2で勝利し、2年連続14度目の本大会出場となりました。東京ドームでの活躍を期待し、本定例会に市民応援団等の関係予算を追加提案します。

平成25年度の課税状況について申し上げます。

軽自動車税の調定額は5,970万円で、平成24年度当初と比較し1.3%、80万円の増、固定資産税の調定額は13億6,560万円で、平成24年度当初と比較し2.5%、約3,570万円の減となっております。

個人市民税については、調定額が確定している給与からの特別徴収分のみ申し上げますが、約6億9,100万円で、平成24年度当初と比較し4.3%、約3,100万円の減となっております。

なお、個人市民税の普通徴収分及び年金からの特別徴収分が確定するのは6月中旬ころとなります。

滞納整理の状況について申し上げます。

厳しい経済情勢下において平成23年度以前の滞納繰越分の収納率は、国民健康保険税を含む市税全体で16.8%、対前年度比1%、約100万円の増となりました。

今年度においても県との合同催告や収納対策推進本部を核とした徴収体制の強化を図ってまいりますが、依然として本市を取り巻く経済・雇用環境が厳しく、納税が困難となる納税者の増加が懸念されるところであります。納税相談の充実を図りながら、引き続き市民への納税意識の高揚と、さらなる収納率の向上に努めてまいります。

本市における離職者の再就職状況についてであります。

5月末現在、市内主要企業・生産拠点の再編に伴う関連企業の離職者は、全体で611人となり、このうちにかほ市在住の離職者は339人で、そのうち67%に当たる227人が再就職をしております。

また、雇用保険を受給しながら求職している離職者は85人となっております。

市在住離職者の再就職先を就業地別で見ますと、にかほ市内が50社150人、由利本荘市23社38人、秋田市など県内9社12人、酒田市など県外15社27人となっております。

また、業種別で見ますと、にかほコールセンターが53人と最も多く、製造業が24社46人、販売業が9社20人、福祉関係が14団体23人、運送業5社8人、建設業6社6人、その他28業種38社71人となっております。

本市高校生の就職状況であります。

今春卒業したにかほ市在住の高校新卒者は240人で、そのうち63人が就職し、社会人としてスタートしております。

就業地は、県外が22人、県内が41人、うち市内への就職は15人となっております。

コールセンター誘致関連についてであります。

にかほコールセンターの象潟事業所となる旧象潟中学校校舎の増改築工事は、4月より工事が開始され、進捗率は5割程度で、7月中旬には完成する予定であります。

象潟事業所の募集については106人の応募があり、市内から57人、市外からは23人、計80人がオペレーターとして4月から採用されております。

現在、むらすぎ荘において研修を受けておりますが、8月からは象潟事業所建屋での研修が開始さ

れる計画となっております。

なお、これにあわせて20人の追加募集についても、にかほコールセンターとの協議のもとに進めてまいります。

次に、友好都市協定、地域振興協定の締結についてであります。

茨城県大洗町と友好都市の協定を締結することとしております。大洗町は茨城県の東部に位置し、太平洋岸に面していることから、東日本大震災の際には津波被害を受け、現在、復旧はしているものの、復興の最中であります。

日本海側に位置する本市との立地を生かし、災害対策支援に関する協力などをメインとした協定を締結したいと考えております。

また、東京からは約100キロメートルという立地にあり、都市部から多くのリピーターが観光に訪れるまちでもありますので、観光交流や人、文化、産業の交流にもつながるよう、北都銀行と筑波銀行を含めた四者による地域振興協定も同時に締結いたします。協定の締結は7月上旬に大洗町で行い、自治会の代表などに立ち会っていただく計画としており、今定例会に関係予算を計上しております。

災害協定についてであります。

5月8日に北都銀行と、13日には秋田銀行と、それぞれ災害協力に関する協定を締結しました。これにより、平常時の防災PR活動の協力のほか、災害発生時の情報提供や支援物資の集積場所の提供、災害対策資金の融資対応や災害発生以降の復旧資金融資制度の検討など、人的支援と資金面での応援をいただけることとしております。

次に、秋田県総合防災訓練についてであります。

8月30日に、にかほ市において開催されます。象潟地区を中心に、地震と津波を想定した大規模な訓練となりますが、詳細なスケジュールなどが決まり次第、市民の皆様にお知らせしてまいります。

暴風被害についてであります。

4月6日夕方から発達した低気圧は、8日にかけて市内各所に暴風被害をもたらしました。

市では、7日午前8時に「にかほ市災害警戒部」を設置し、管理施設の点検や被害調査、応急措置を行っております。また、同日午後6時には仁賀保、金浦、象潟の各公民館に避難所を開設しましたが、避難する人がいなかったことから午後9時に閉鎖しております。

被害の状況でございますが、6日夜には上郷地区150戸で3時間40分の停電、7日深夜から8日の朝にかけて大須郷地区で住宅の屋根、外壁、窓ガラス破損など5件の被害が発生しております。

農業被害としては、農業用ビニールハウス全壊が水稲用45棟、園芸用5棟、半壊が水稲用17棟、園芸用3棟、鳥飼育用2棟、ビニールのみ破損など小被害が95棟にのぼり、計167棟、被害総額は約4,000万円と見込まれております。

なお、今回の被害に対処するため、今定例会に関係予算を計上しております。

生活保護の状況についてであります。

平成25年3月31日現在、本市の生活保護受給世帯は133世帯、被保護者数は202人で、前年同期と比較して3世帯、人数では11人の増となっております。

また、平成24年度中に行った面接相談件数は延べ58件で、保護申請に至ったのが29件、そのうち新たに保護を開始したのが20件となっております。

地域経済や雇用環境など市民生活は依然として厳しい状況にあり、引き続きハローワークなど関係機関と連携・協力し、きめ細かい生活支援、就労支援に努めてまいります。

「子ども・子育て会議」の設置についてであります。

昨年8月に成立した「子ども・子育て支援法」には、国が設置する「子ども・子育て会議」と同様の合議制の機関を市町村でも設置に努めることが定められております。

にかほ市においても施策の推進に関し、必要な事項及び実施状況を調査審議するため、今定例会に設置に関する関係議案を提出しております。

次に、施設の無償譲渡についてであります。

老人憩の家や農業関連施設等、市の所有する施設のうち、限られた地域の住民しか使用せず、かつ建設目的が果たされた施設は、地域で管理運営してもらえよう該当する自治会等と無償譲渡の協議を行ってまいりました。

このたび、北金浦老人憩の家「かもめ荘」、黒川児童館・黒川老人憩の家「ひまわり荘」、関生活改善センター、大砂川生活改善センターの4施設について、協議が整ったことから無償譲渡します。今定例会に関係議案を提出しております。

風疹の予防接種についてであります。

全国的な流行により、出生児に心疾患や難聴を特徴とする先天性風疹症候群の報告がされております。今回の感染の傾向は、20代から40代の男女が多く、妊娠・出産に大きくかかわる年齢層となっています。そのため秋田県では、妊娠初期の女性の感染を防ぐために、妊娠を希望する女性と妊婦の夫を対象に風疹の予防接種費用の一部を助成することとしております。

当市においても7月1日より20歳から49歳の男女を対象に、風疹の予防接種費用を全額助成することとし、今定例会に関係予算を計上しております。

空き家等の実態調査についてであります。

今年の7月から9月までに実施する予定であります。

調査に当たっては、地域の実状を熟知している各自治会長に協力をお願いし、危険回避や有効利用等の方策を検討してまいります。

次に、稲作の状況についてであります。

5月上旬から始まった田植え作業は、4月の肌寒い気温と断続的な降雨で、苗丈の短小などから例年より五日程度おくれたものの、その後の天候が安定したことにより、苗の活着は順調に推移しております。

また、平成25年度の需給調整実施状況において、県から示された主食用水稲作付け配分面積1,982ヘクタールに対して、農家から出された計画実施面積は2,021ヘクタールで、39ヘクタール超過しております。今後、備蓄米等により調整していく予定であります。

なお、平成23年度から平成25年度までの市町村間の転作率格差解消については、最大11.2ポイントあったものが現在は5.6ポイントと縮小しており、今後の対応については、一度白紙に戻し、平成

26年度以降のあり方を今年11月ころまで結論を出すべく、県農業再生協議会で協議していくこととなります。

にかほ市としては、これ以上の譲歩はできない立場として、話し合いに臨んでまいります。

次に、観光施設への入れ込み状況であります。

道の駅象潟「ねむの丘」のゴールデンウイーク中の入り込み状況であります。連休前半が天候に恵まれなかったために、対前年比約5%減の約3万2,000人の入り込みとなっております。

また、温泉保養センター「はまなす」は、隣に4月30日にオープンした「羽州街道にかほ陣屋」への入り込み相乗効果で、入れ込み客数は前年より多くなっています。

次に、官民が協働した魅力ある観光地の再建・強化事業についてであります。

この事業は、観光地の魅力となり得る資源を見直し、地方公共団体、事業実施主体、旅行会社、交通事業者、旅行メディア等の総力を結集して、旅行商品の開発と情報発信を強化しながら魅力ある観光地づくりを推進するために、観光庁が今年の2月から3月にかけて公募しておりました。

東北からは91件、全国で613件の応募があり、にかほ市も象潟九十九島とエコツーリズムや市内各種の観光素材を組み合わせたメニューとして「ふるさとの温もり・にかほット!島めぐり」を提案しました。その結果、東北からは12件、全国で78件が選定されましたが、秋田県からは唯一にかほ市の提案が選定されております。

選定事業1件当たり1,500万円程度の事業費が見込まれておりますが、補助金として交付されるものではなく、東北運輸局から受注する観光事業コンサル等が、にかほ市の提案内容の具現化に向けた取り組みを行うこととなります。

5月中旬にANA総合研究所が受注することが決定した旨、連絡を受けており、今後、着地型・観光商品の造成に向けたモニターツアーを実施し、観光資源の磨き上げや人材育成、おもてなし研修など、市民が一体となった具体的な取り組みを進めていくこととなります。

次に、交通ネットワークの整備についてであります。

象潟川河口にかかる唐戸大橋は、架け替え工事に伴い、8月のお盆過ぎから来年3月まで全面通行止めとなります。市民の皆様には、大変御不便をおかけすることとなりますが、安心・安全な橋梁として生まれ変わりますので御理解をお願いします。

なお、5月27日執行の入札結果に伴い、今定例会に工事請負契約に係る議案を提出しております。

また、山ノ田前川線については、5月中の開通に向けて準備を進めておりましたが、県道交差点の信号機設置が7月になりましたので、それにあわせて供用を開始します。

次に、日沿道の進捗状況についてであります。

6月1日現在、象潟ICから金浦ICまでの用地進捗率は99%、工事の進捗率は77%となっております。また、象潟ICから遊佐ICまでの県境区間については、昨年7月に都市計画決定され、今年5月に新規事業化の運びとなりました。

全体事業費は520億円で、今年度は調査推進費として秋田・山形両県にそれぞれ5,000万円、計1億円が予算化されております。

象潟ICの早期開通並びに県境区間の早期完成に向けて、引き続き政府・与党並びに国土交通省

など関係機関に強く要望してまいります。

以上で市政報告といたします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

【教育長（渡辺徹君） 登壇】

●教育長（渡辺徹君） おはようございます。教育行政報告を行います。

最初に、フェライト子ども科学館についてであります。

火災について御心配をおかけしたことに、教育委員会として改めてお詫び申し上げます。

5月13日の議会全員協議会において判明していたことについて説明申し上げましたが、その後の状況について御説明いたします。

議会全員協議会后、エントランス部のガラス飛散による二次災害を防止するため、予備費対応により応急対策工事を実施いたしました。あわせて、復旧に向けた工事実施設計に取りかかっております。

復旧工事は、原形復旧を基本としますが、エントランス部の被害が大きいため、再来のお客様に新しいイメージを持っていただけるよう、一部リニューアルを考えております。

また、すす清掃のために館内にも足場が必要なため、これを機会に照明器具のLED化も行います。

次に、休館に関する対応であります。

予約のあった各団体へ代替え案として白瀬南極探検隊記念館の無料利用を紹介したところ、小学校6校と保育所1所の利用がありました。

また、利用期間が1年間の定期入館券を購入済みの方々へは、休館した日数を各有効期限に加えて延長することをお知らせしております。

全国科学館連携協議会など関係する団体・企業へも、火災による臨時休館中ではありますが、一般的な事務には支障がないことなどをお知らせしております。

次に、知・徳・体の調和のとれた子供の育成についてであります。

現在、にかほ市内の小・中学校は、大変安定した状態にあります。児童生徒は、学習のルールを守りながら主体的に学習しており、学力の状況は秋田県平均並となっております。

今年度は、現状からの脱皮を図っていきたいと考えております。努力すれば超えられるハードルを児童生徒に課して鍛え上げるのは、学校が安定している今です。教師が変わらなければ子供は変わりません。教師は、みずからの力量を高めるために研鑽を積み、これまで以上に、わかる授業・児童生徒が成就感を味わえる授業づくりのための授業改善を行い、子供たちのさらなるレベルアップを目指します。

また、昨年度に引き続き、不登校児童生徒ゼロを目指します。学校と家庭が強い連携が図れるよう、教育委員会の教育指導員が架け橋となって、これまで以上に支援しながら未然防止を含め、限りなくゼロを目指します。

次に、各競技春季大会等の結果についてであります。

新学期の学習活動が進められている中、文武両道に向けて努力する本市の子供たちの姿が各校の

運動会や春季の各種大会で見られました。

第6回TDK旗争奪学童野球大会で平沢野球スポーツ少年団が優勝。第6回初瀬カップ本荘由利地区小学生春季バレーボール大会では、平沢バレーボールスポーツ少年団が優勝。また、本荘由利中学校春季大会においては、仁賀保中学校のサッカー部とバレーボール部が優勝。さらに、その後の全県大会において、仁賀保中学校のサッカー部が47年ぶり3回目の優勝を果たしております。本荘由利中学校陸上競技大会においては、男女ともに仁賀保中学校が優勝で完全優勝を勝ち取っています。ちなみに、男子においては金浦中学校と象潟中学校が同点で、ともに準優勝となり、にかほ市が上位独占という素晴らしい結果となりました。今後の活躍が大いに期待できるところであります。

教育視察についてであります。

4月23日、松島町から教育長を初め教育研究所指導員の方々が本市を訪れ、平沢小学校の授業参観と教育懇談会を実施しております。

5月28日には、本市から教育委員長以下6名で松島町を訪問し、松島中学校の授業視察を行い、学校教育について懇談を行ってきております。

5月31日には、大分県教育庁義務教育課の学力向上対策先進地訪問として、義務教育課長及び指導主事3名が本市を訪れ、金浦中学校の数学の授業を参観し、学力向上に向けた指導や個に応じた効果的な指導方法について懇談を行いました。

また、松島町とは、児童生徒の交流も行ってまいります。そのスタートとして、院内小学校6年生が修学旅行で松島第二小学校との交流活動を予定しております。互いの学校紹介や文化遺産である「瑞巖寺」を一緒に見学することを計画しております。

今後、中学校の交流まで広げていければと考えております。

将来のにかほ市を支えていく児童生徒の学力の保障とたくましい心と体の育成のために、今後も機会を捉え、他県の教育情勢から学び、本市の学校教育に生かしていきたいと考えております。

教育施設の整備についてであります。

現在工事中の仁賀保勤労青少年ホームの耐震化改修事業の5月末現在における工事進捗率は約30%となっております。

院内小学校と小出小学校の校舎耐震化改修事業については、施工業者が決定し、9月下旬の竣工を目指します。

以上の工事竣工により、教育施設のすべての耐震化が完了します。

池田修三作品展についてであります。

4月20日から29日の間、象潟公会堂を会場に、旧象潟町出身の版画家池田修三さんの作品展「はじまり」が開催されました。これは、地元市民による実行委員会により、秋田県のPR媒体「のんびり」編集部のプロデュースで行われたものです。市内外から延べ2,535人の来場があり、大変盛況でありました。また、プロデュースを担当したスタッフが、今年秋ごろに大阪などで作品展を開催する予定です。

郷土資料館企画展の開催についてであります。

6月1日から平成26年5月18日まで「にかほ歴史の道・文化の道」と題した企画展を開催しております。

す。

今回の展示では清水尻^ツ遺跡で発掘された古代の官道、江戸期の道、芭蕉を初めとする文人たちが通った道を紹介します。

また同時に、先ほど報告しました池田修三版画展の第二弾として、氏の御子息から新たに寄贈を受けた作品を中心に版画展を開催しています。

第4回鳥海山伝承芸能祭の開催についてであります。

番楽の継承と芸能の普及を図る目的で行っている芸能祭を、9月7日に象潟町小滝のにかほ市郷土文化保存伝習館において開催します。今年の芸能祭は、来年度開催の「国民文化祭」のプレイベントとして位置づけており、本番に向けた点検とハード・ソフト両面の充実を図ってまいります。

ボランティア団体の文部科学大臣表彰についてであります。

4月23日の子ども読書の日に国立オリンピック記念青少年総合センターで開催された子ども読書活動推進フォーラムにおいて、本市の「朗読ボランティアいずみ」が文部科学大臣表彰を受賞されました。多年にわたる小学校・保育園・幼稚園・福祉施設等での読み聞かせを初め、仁賀保高校B&V同好会が行う読み聞かせへの指導、にかほ市子ども読書推進委員会のメンバーとして取り組んだ市内ボランティア団体のネットワーク化、読書意欲向上に関する調査研究等々の活動が子供の読書活動の実践において高く評価されたものと受けとめております。

受賞に敬意を表するとともに、ますますの御活躍を祈念するところです。

全国シニアサッカー大会及びシニアサッカーフェスティバルについてであります。

5月25日から27日までの3日間、仁賀保グリーンフィールドやTDK秋田総合スポーツセンターサッカー場などを会場にして、60歳以上を対象とした全国シニアサッカー大会と70歳以上を対象としたシニアサッカーフェスティバルが開催されました。

大会、フェスティバルともに16チームずつの参加で、全国各地からシニア選手と応援の方々が多数本市を訪れています。ここ3年は静岡県藤枝市で連続開催されておりましたが、秋田県サッカー協会などの協力により、今年度はにかほ市開催となったもので、観光や物産など多方面における経済効果があったものと捉えております。

次に、アルビレックス新潟のキャンプについてであります。

日本プロサッカーリーグJ1に所属するアルビレックス新潟が、6月10日から16日までの1週間、仁賀保グリーンフィールドを会場としてキャンプを行っております。

アルビレックス新潟は、J2の5年を経て、J1で10年目を迎えるプロサッカークラブで、一昨年の9月にもにかほ市でキャンプを行った実績があります。

キャンプ期間中は、本市も会場となる東北高校サッカー選手権の日程の一部と重なっており、交流人口の拡大につながってくれることを期待しております。

次に、チャレンジデー2013についてであります。

人口規模の似通った自治体同士でスポーツに取り組んだ住民の参加率を競う「チャレンジデー2013」が5月29日に開催されました。

本市では1万512人の参加で、参加率が38.4%となり、一方、対戦相手となった広島県北広島町で

は7,966人の参加で40.0%の参加率と、残念ながら対戦では惜敗しましたが、参加率は去年の38.2%を若干上回る結果となりました。

白瀬・南極フェアについてであります。

例年9月に開催していたフェアを海上自衛隊東京音楽隊のスケジュールにあわせ、本年は6月8日土曜日に開催いたしました。天候にも恵まれ、午前のグラウンドゴルフ大会やフリーマーケット、午後からはカヌー教室や金浦神楽を皮切りに、ダンス、太鼓演奏などの市民による多彩なステージイベントが繰り広げられ、海上自衛隊東京音楽隊の演奏と花火によるフィナーレが演出されました。一般客や地元児童が参加した記念館書院での白瀬ミニ検定も好評を得るなど、盛りだくさんの催しで、およそ3,000人の来場があり、にぎわいを見せた一日となりました。

最後に、白瀬南極探検隊記念館の企画展についてであります。

平成21年度から3カ年にわたり実施された探検隊の100周年事業の終了を受けて「白瀬日本南極探検隊100周年記念プロジェクトを振り返って」と題し、100周年事業を紹介するパネル展示やこれまで製作されたチラシ・ポスターを紹介する企画展を開催中です。6月4日から始まっており、11月4日までの5カ月間の開催です。多くの方々に御来館いただきたいと思います。とっております。

以上で教育行政報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで市政報告及び教育行政報告を終わります。

日程第4、報告第2号専決処分の報告について（専決第3号）から日程第8、報告第6号事故繰越しの報告についてまでの報告5件、日程第9、議案第49号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）から日程第29、議案第69号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてまでの議案第21件、計26件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、本定例会に提出しております議案の要旨について御説明を申し上げますが、先ほど議会運営委員長からもお話がありましたように、事故で損害賠償という専決処分、議案を3件ほど提出しておりますが、大変申しわけなく思うところであります。

これまでも機会あるごとに職員に対しては、臨時職員も含めて注意喚起をしてきたところでありますけれども、改めて事故を起こすことがないように、さらに強化をしてまいりたいと思っております。

それでは、報告第2号専決処分の報告について（専決第3号）でございます。

平成25年1月18日、県道長岡冬師城内線の上坂集落内において、市の除雪作業員がロータリー除雪車による除雪作業の際、雪のかたまりが清涼飲料水自動販売機に衝突し、損害が生じたもので、平成25年3月25日付で損害賠償額の決定について専決処分を行ったことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

報告第3号専決処分の報告について（専決第6号）でございます。

平成25年3月8日、TDK-MCC株式会社の工場において、建設課の臨時職員が受領備品の運搬作業の際、搬出する備品が工場の扉に接触し、扉ガラスに損害が生じたもので、平成25年3月29日付で

損害賠償額の決定について専決処分を行ったことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告をするものであります。

報告第4号、同じく専決処分の報告について（専決第9号）でございます。

平成25年1月26日、宮城県登米市において市の委託運転手が運転する市有大型車両が後退する際、駐車中の車両に接触し、損害が生じたもので、平成25年5月24日付で損害賠償額の決定について専決処分を行ったことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

報告第5号繰越明許費の報告についてでございます。

平成24年度にかほ市一般会計予算で繰越明許費の議決をいただいた地上デジタル放送普及支援事業費等補助金外12件と専決処分した県営林道開設事業外2件について、また、平成24年度仁賀保市農業集落排水事業特別会計予算では、農業集落排水事業について繰越計算書のとおりとなりましたので報告するものであります。

同じく報告第6号事故繰越しの報告についてでございます。

平成24年度事業の地域情報通信基盤整備事業について、年度内に事業が終了しなかったため、やむを得ず翌年度に事故繰越しするものであり、繰越計算書のとおりとなりましたので報告するものであります。

議案第49号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）でございます。

平成25年3月30日をもって地方税法の一部が改正されたことに伴い、にかほ市税条例についても所要の改正をする必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日付で専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

議案第50号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）でございます。

議案第49号と同じく平成25年3月30日をもって地方税法の一部が改正されたことに伴い、にかほ市国民健康保険税条例について所要の改正をする必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日付で専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第51号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）でございます。

平成25年3月29日付で専決処分した平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億887万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億956万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容としては、歳入では確定、または確定見込みにより、市税の法人市民税と市たばこ税をそれぞれ増額し、地方譲与税の地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税をそれぞれ減額し、地方交付税は特別交付税等の確定により3億2,561万6,000円を増額しております。

国庫支出金では、大雪により除雪に係る土木費国庫補助金を増額計上し、また、国の経済対策に係る地域の元気臨時交付金を5,000万円追加しております。

歳出では、緊急雇用創出臨時対策基金事業の確定見込みにより、コールセンターオペレーター人材育成事業委託料等関連事業費を減額しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳出で財政調整基金積立金3億2,217万5,000円の増額により行っております。

次に、議案第52号平成24年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）についてでございます。

平成25年3月29日付で専決処分した平成24年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ379万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,431万9,000円と定めるものであります。

補正予算の主な内容は、事業費の確定によるもので、歳入では一般会計繰入金と市債をそれぞれ減額し、歳出では管理業務等委託料と工事請負費をそれぞれ減額しております。

議案第53号にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定でございます。

海外に留学する奨学生に対し、より多額の奨学金を貸与するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第54号にかほ市児童館条例の一部を廃止する条例制定についてでございます。

黒川児童館を用途廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第55号にかほ市子ども・子育て会議条例制定についてでございます。

子ども・子育て支援法の規定に基づく、にかほ市子ども・子育て会議の設置に当たり、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第56号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

黒川老人憩の家「ひまわり荘」及び北金浦老人憩の家「かもめ荘」の用途廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第57号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定でございます。

にかほ市関生活改善センター及びにかほ市大砂川生活改善センターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第58号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

道路法施行令の一部改正に伴い、太陽光発電設備等に係る道路占用料の新設等を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第59号にかほ市都市公園条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

都市公園の新規設置や廃止並びに都市計画法で規定する公園区分に沿った公園名称に変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第60号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

支援消防団員の報酬等を規定するとともに、消防団員の報酬や支給時期、旅費規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第61号高機能消防指令センター整備工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、消防庁舎及び象潟庁舎に高機能消防指令センターの整備を実施するもので、契約の方法は指名競争入札により、宮城県仙台市の株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部と2億6,250万円で契約を締結しようとするものであります。

議案第62号唐戸大橋架替工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、象潟町中橋町地内の唐戸大橋の架け替え工事を実施するもので、契約の方法は指名競争入札により、市内のコマツ建設株式会社と1億7,115万円で契約を締結しようとするものであります。

議案第63号市有財産の無償譲渡についてでございます。

議案第54号にかほ市児童館条例の廃止及び議案第56号にかほ市老人憩の家条例の一部改正に関連するもので、黒川児童館及び黒川老人憩の家「ひまわり荘」の建物及びその敷地を黒川自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第64号市有財産の無償譲渡についてでございます。

同じく議案第56号にかほ市老人憩の家条例の一部改正に関連するもので、北金浦老人憩の家「かもめ荘」を用途廃止し、一町内自治会から八町内自治会の八つの自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第65号市有財産の無償譲渡についてでございます。

議案第57号にかほ市農業関連施設条例の一部改正に関連するもので、にかほ市関生活改善センターを関自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第66号市有財産の無償譲渡についてでございます。

同じく議案第57号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定に関連するもので、にかほ市大砂川生活改善センターを大砂川自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第67号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,785万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億2,585万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとして、県支出金では、新規開設や拡充する介護サービス事業者への補助金として、小規模介護施設等緊急整備費補助金1億3,600万円、介護施設開設準備経費補助金1,450万円を追加計上し、また、保育士の処遇改善のため、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金1,592万6,000円を計上しております。

歳出の主なものとしては、議会費と総務費へ茨城県大洗町との友好都市協定締結に係る旅費負担金を計49万5,000円を計上しております。

また、総務費では、目貫谷地と観音森地区のテレビ難視聴を解消するため、地上デジタル放送普及支援事業費等補研金1,323万9,000円を計上しております。

民生費では、歳入でも申し上げましたが、小規模介護施設整備事業補助金1億3,600万円、介護施設開設準備経費補助金1,450万円、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金1,457万7,000円、老人憩の

家耐震改修工事870万円を計上しております。

衛生費では、風疹予防対策として風疹予防接種者へ全額助成する予防接種委託料400万円を計上しております。

農林水産業費では、4月7日の暴風被害による農業生産施設復旧支援事業補助金1,235万円や漁港関連県営事業への負担金として、地域水産物供給基盤整備事業負担金500万円、漁村再生交付金事業負担金700万円などを計上しております。

消防費では、室沢地区の国道7号拡幅工事に伴う消防団施設建てかえのため、設計管理業務委託料、工事費、合わせて845万円を計上しております。

なお、歳入歳出の調整については、繰越金から4,468万4,000円を充当することによって行うものであります。

議案第68号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ183万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,066万2,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出で看護師の退職に伴い、給料等の人件費を499万4,000円を減額し、その補充として看護師の臨時雇用賃金として180万1,000円を追加し、秋田大学からの派遣研修医に対する報償費77万3,000円を増額計上しております。

なお、歳入歳出の調整については、財政調整基金繰入金183万8,000円を減額して行うものであります。

議案第69号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,483万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億500万4,000円とするものであります。

主な補正内容は、白糸大橋の橋梁補修事業に伴う水道管架けかえ工事のため、歳入では支障物件等補償費483万6,000円、簡易水道事業債900万円をそれぞれ増額し、歳出では工事設計業務委託料218万4,000円、工事費1,165万5,000円を計上しております。

なお、歳入歳出の調整については、一般会計繰入金に100万3,000円を増額して行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、承認並びに可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 所用のため11時25分まで休憩といたします。

午前11時14分 休 憩

午前11時25分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長より字句の訂正がありますので、これを許可します。総務部長。

- 総務部長（齋藤均君） 議案書の12ページをお開きください。

議案第49号でありますけれども、提出月日に誤りがありましたので、御訂正をお願いいたします。

「平成24年6月12日 提出」とありますけれども、「平成25年6月12日 提出」というふうに御訂正をお願いいたします。

お詫びを申し上げます。

- 議長（佐藤文昭君） これから担当部長の補足説明を行います。

初めに、報告第2号及び報告第3号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 報告第2号の事故の原因は、通常、雪の吹き飛ばしは周りの建物などに被害を与えないよう角度を調整しながら作業を行っておりますが、事故の当日は猛吹雪で視界が悪いことから機械の操作がおくれたものによるものであります。

たびたびこのような除雪関係で事故を起こしてしまい、大変申しわけなく思っています。今後はこのような事故が起こさないよう、再度、作業時の安全運転の確認を徹底してまいります。

次に、報告第3号についてであります。

事故の原因は、搬出作業中の不注意から発生したものです。

今後は、作業時の安全確認、注意喚起を徹底してまいりますので、よろしくをお願いします。

なお、第2号、第3号につきまして損害賠償額は、すべて保険会社から補てんされることになっております。以上です。

- 議長（佐藤文昭君） 次に、報告第4号から報告第6号まで、議案第49号及び議案第50号について、総務部長。

- 総務部長（齋藤均君） 報告第4号について補足説明をさせていただきます。

事故当日及びこれまでの経緯について、その概要を申し上げます。

緊急雇用事業での研修でありまして、株式会社にかほコールセンター社員の現地研修を行うことを目的として、市のバスを利用いたしまして先ほど報告のありました宮城県登米市への現地研修ということでございます。株式会社東北創造ステーションへ視察研修を行って帰る際の午後3時ごろでありますけれども、市の委託運転手が同社の駐車場において出発しようとする際に、駐車場に駐車中の同社社員の車両の運転席側にバスの左後部を接触させてドアミラー等に損傷を与えてしまったものでございます。

1月26日の事故発生から5月24日の損害賠償額の決定まで相当の時間を要したわけでありまして、相手方との間で損傷箇所の特定に差異がございまして、というのは、古傷等まで相手方が主張しているというようなことで、その合意に至るまで相当の時間を要したために5月24日の確定となったものでございます。

常日ごろから交通事故を起こさないように安全運転に十分努めるよう指導してございましたところですが、今後なお一層安全運転には注意を積むというように注意喚起を指導してまいりたいと思います。

続きまして、報告第5号については、補足説明は特にございませぬ。

報告第6号につきましても補足説明はございません。

議案第49号について補足説明をさせていただきます。

にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての補足説明でございますが、改正内容につきましてはお配りしております資料のとおりでございますが、主な改正内容について御説明を申し上げます。

第34条の7第2項の改正については、寄附金税額控除の規定でありますけれども、地方公共団体にふるさと寄附を行った場合、つまりは「ふるさと納税」のことになりますけれども、その控除について、平成25年分から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も加算されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しを行うもので、復興特別所得税控除額の増額分を市民税の控除額から減額するものでございます。

附則第3条の2の改正については、延滞金の割合等の特例の規定でありますけれども、延滞金及び還付加算金の割合は、近年の低金利の状況を踏まえ、国税において延滞税等の割合の見直しが行われることとあわせて同様の見直しを行うものでございます。

仮に国内銀行の貸出約定平均金利の年平均を1%とした場合についてですが、特例基準割合は2%になりますので、現行の延滞金14.6%が9.3%に、納期限後1ヵ月以内の延滞金4.3%が3%に、還付加算金4.3%が2%というふうになります。

お手元の資料の2ページ目になります。

附則第3条の2第2項の追加についてでございますが、法人住民税及び法人事業税について、納期限の延長があった場合の延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、当該年における特例基準割合とするものでございます。

附則第7条の3の2第1項の改正については、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定ですが、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年間延長するとともに所得割の納税義務者が住宅を取得して平成26年4月から平成29年12月までの間に居住した場合、道府県民税分を含めた控除限度額について所得税の課税総所得金額等の5%を7%に、控除限度額の最高9万7,500円を最高13万6,500円に拡充するものでございます。

附則第7条の4の改正については、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定でございますが、寄附金税額控除の控除額の特例についても条例第34条の7第2項の改正と同じく、地方公共団体にふるさと寄附を行った場合の控除について見直しをするものでございます。

資料の3ページ目の下段になります。

附則第22条の2第2項の追加及び旧第2項を新第3項に改正することについては、第2項は東日本大震災により居住用家屋が滅失等をして居住することができなくなったものの当該家屋に居住していた相続人が当該家屋の敷地に使用していた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとした条項を追加したもので、それに伴い旧第2項の条文を整備し、第3項とするものであります。

資料4ページ目になります。

附則第23条第1項の改正については、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の規定になりますけれども、東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失等をして居住することができなくなった納税義務者についても附則第7条の3の2第1項と同じく、控除限度額について拡充するものであります。関連する地方税法附則の条項が追加されたことに伴い、関連する条文等の訂正をするものであります。

次に、施行期日でございますけれども、平成25年4月1日から施行となりますけれども、第34条の7第2項寄附金税額控除の見直しの改正規定並びに附則第3条の2延滞金の割合等の特例の見直し、附則第4条納期限の延長に係る延滞金の特例の見直し、附則第4条の2公益法人等に係る市民税の課税の特例の見直し、附則第7条の4寄附金税額控除における特例控除額の特例の見直し、附則第17条の2優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の廃止及び附則第22条の2東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の見直しの改正規定並びに新条例附則第2条延滞金に関する経過措置並びに新条例附則第3条第1項及び第2項市民税に関する経過措置の規定は、平成26年1月1日から施行するもので、また、附則第7条の3の2、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の見直し及び附則第23条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の見直しの改正規定並びに新条例附則第3条第3項市民税に関する経過措置の規定は、平成27年1月1日から施行するものであります。

続いて、議案第50号、専決第8号になりますけれども、にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての補足説明をいたします。

第23条第1項第2号の改正については、国民健康保険税の減額の規定でありますけれども、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行した場合に、5年間は国民健康保険の被保険者でなくなった者を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、5年間の期限を廃止し、恒久化するものでございます。

附則第17項の改正については、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定でありますけれども、税条例附則第22条の2の改正と同じく、引用条項の追加に伴い、関連する条文等を訂正するものであります。

次に、施行期日でございますけれども、平成25年4月1日からの施行となりますけれども、附則第17項東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定は、平成26年1月1日からの施行となります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第51号について、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 総務部に関する補足説明はございません。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 市民福祉部に関係する部分につきましても、特に補足することはございません。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部に関することは産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、11ページをお開きください。歳入です。

下段の14款2項3目1節道路橋梁費補助金650万円の増額は、今年の豪雪に対する国の補助金であり

ます。算出根拠につきましては、昨年もそうでありましたけれども、なかなか県に確認したところ、分からないということでありました。

次に、12ページをお開きください。15款2項7目2節商工費補助金の1,112万円の減額は、緊急雇用創出臨時対策基金事業において、事業委託等で実施しました8事業の事業費の確定見込みによる減額です。

15ページをお願いします。歳出です。

上段の6款1項3目農業振興費13節委託料242万3,000円の減額は、就農準備実践事業業務委託において、株式会社ほっと奈曾で2人の就農者を雇用する予定でありましたが、1人の採用となったことによるものであります。

その下の7款1項2目商工振興費13節委託料413万4,000円の減額は、緊急雇用創出臨時対策基金事業で実施しました2事業について事業費の確定見込みによるもので、主な理由は人件費の減少や請負差額によるものであります。

下段の2項1目観光総務費13節委託料309万6,000円の減額についても、それぞれの人件費等の減少による事業費の確定見込みによるものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 消防本部に関することは消防長。

●消防長（伊東善輝君） 消防のほうは特にありません。

●議長（佐藤文昭君） 教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 教育委員会に関することも、補足説明はございません。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第52号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 議案第52号につきましては、市長の提案理由にありましたとおり、事業費の確定によるものでございまして、補足することはございません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第53号について、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 議案第53号について補足説明させていただきます。

海外の大学への留学について、国内進学よりも高額な奨学資金の貸与を受けたいとの要望が寄せられております。国際的な人材の育成を目指す国際交流事業を実施しているという観点から、海外留学における奨学金の貸付上限を引き上げる改正条例を提出するものです。

条例第6条には、学校の種類ごとに奨学金の月額上限が規定されておりますので、その後に1項を追加し、第2項として海外留学の場合は第1項の金額の2倍を上限とするという改正内容としております。

また、国際的な人材を育成するという観点から、今回は大学への留学に限定しております。正式に卒業するには4年間通うだけではなく、短期大学を卒業し、大学3年に編入するというケースも一般的ということでもありますので、大学への編入を目的に短期大学に進む場合も大学への入学と取り扱うこととしております。

第8条の一部改正は、第6条に第2項を追加したため、第6条第1号及び第6条第5号を第6条第1項第1号、第6条第1項第5号という表記に改めたものです。

海外向け奨学金を国内の2倍を上限とした根拠ですが、大学生協で公表している国内の私立大学に

自宅外から通う学生の平均的年間費用が、理系で246万円、それから文系で218万円とされており
ます。入学時には入学金や住まいを決める引っ越しなどでさらに100万円程度必要とされていま
す。貸し付けできる奨学金の最大は、入学年次は90万円、2年以降は60万円で、年間費用に
対して24%から28%の充足率となっています。

例えば、国内入学時の年間奨学金90万円と文系年間経費、入学時の100万円を足しまして318万
円で割りますと28.3%となります。

一方、留学に関しては、国によって、また大学によってまちまちですが、アメリカが一般的と考
えました。アメリカの私立大学では、インターネット情報から年間の学費2万5,000ドル、生活費等
で1万5,000ドル、計4万ドルで、おおむねの大学をカバーしているようです。為替レートを1ドル100
円とすると年間400万円ということになります。日本よりかかり増しすることを考えて、奨学金の国
内進学への充足率24%から28%のところを切り上げし、30%充足させると120万円となり、国内向け
の60万円の2倍となります。

また、最も手広く奨学金を扱う日本育英会を承継している日本学生支援機構ですと、その奨学金
も国内私立大学の自宅外通学向けの上限が月額6万4,000円、海外大学の留学向けの上限が月額12万
円で、大体2倍と設定されております。このようなことから2倍にしております。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第54号から議案第56号までについて、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 議案第54号にかほ市児童館条例を廃止する条例制定についてであり
ます。

にかほ市黒川児童館は、児童に健全な遊び場を与え、その情操を豊かにするとして当初の建築目
的が果たされた施設として用途廃止をするため、本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第55号にかほ市子ども・子育て会議条例制定についてであります。

にかほ市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進に関する事項などを
調査・審議するため、子ども・子育て支援法第77条の規定により、にかほ市子ども・子育て会議を
設置するに当たり、その組織運営について条例を制定するものでございます。

次に、議案第56号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についてであります。

黒川老人憩の家「ひまわり荘」並びに北金浦老人憩の家「かもめ荘」は、老人の福祉を図るとし
た当初の建設目的が果たされた施設として用途廃止をするため、老人憩の家条例から削除するも
のでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第57号から議案第59号までについて、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 議案第57号につきましては、関生活改善センターと大砂川生活改善
センターについて、当初の建設目的が果たされたことから用途廃止に伴い、2施設を削除するも
のであります。

次に、議案第58号は、上位法の道路法施行令の一部改正に伴い条例を改正するもので、38ページ
を御覧ください。主な改正内容は、別表、令第7条第1号に掲げる物件の中に、「令第7条第2号に掲
げる工作物」と「令第7条第3号に掲げる施設」を加えるものであります。令第7条第2号に掲げる工

作物とは、太陽光発電設備及び風力発電設備の工作物を言い、令第7条第3号に掲げる施設とは、津波からの一時的な避難施設としての機能を有する堅固な施設であります。これらの工作物等を新たに占用対象物件としまして道路の占用料を徴収するものであります。

またあわせまして、道路法施行令の改正に伴い、条文の整理も行っております。

次に、議案第59号、41ページをお開きください。別表1で定めている都市公園の表に、新たに都市計画決定した旧金浦小学校跡地公園を追加するとともに、用途廃止しました飛ヶ崎児童公園を削除するものであります。

また、都市公園法の改正に伴い、「児童公園」を「街区公園」に改めるものであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第60号及び議案第61号について、消防長。

●消防長（伊東善輝君） 消防から議案第61号高機能消防指令センター整備工事請負契約の締結について、補足説明いたします。

●議長（佐藤文昭君） 議案第60号と議案第61号の説明をお願いします。

●消防長（伊東善輝君） 議案第60号については、補足説明はありません。

議案第61号について補足説明をいたします。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前11時53分 休 憩

午前11時54分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

消防長。

●消防長（伊東善輝君） 議案第60号であります。今回の改正は消防団員の支援消防団員の報酬がなかったものに対して、支援消防団員に報酬3,000円を与えるものであります。

議案第61号高機能消防指令センター整備工事請負契約の締結についてであります。

高機能消防指令センターの整備工事は、電気通信工事業高機能消防指令設備を製造している指名申請業者7社を指名いたしまして、5月27日施行の指名競争入札の結果、株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部が2億6,250万円で落札いたしました。

工期については、議決のあった日から平成26年3月15日までとするものであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第62号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 議案第62号の唐戸大橋架替工事は、市内建設業の土木格付けA、5社による指名競争入札を5月27日に行い、入札の結果、コマツ建設株式会社が落札いたしました。

工事の概要につきましては、お配りしております資料にありますように、橋の長さが27.8メートル、幅員が13メートル、これは今現在と同じであります。橋桁は工場で作成しまして、搬入してきて現場で3ブロックのものを1スパンにしてつなげるというやり方で考えております。

工期につきましては、議決のあった日から平成26年3月25日までとするものであります。

工事の期間は、8月の盆過ぎから始まりまして3月の末ということで、大変長い間の全面通行どめとなります。広報等で周知しますけれども、何とか御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第63号及び議案第64号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 議案第63号市有財産の無償譲渡についてでございます。

議案第54号並びに議案第56号にありますとおり、黒川児童館並びに黒川老人憩の家「ひまわり荘」の用途を廃止後、建設時に黒川集落より寄附を受けた敷地を含めまして黒川自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

無償譲渡する財産は、昭和60年12月に建築された黒川児童館、床面積76.84平米、昭和50年7月に建築されたひまわり荘、床面積55.71平米、それに宅地2筆179平米、それから田、現況宅地ですけれども、77平米となっています。

続いて、議案第64号市有財産の無償譲渡についてであります。

前、議案第63号と同じく、北金浦老人憩の家「かもめ荘」の用途を廃止後、一町内自治会から八町内自治会の八つの自治会に無償譲渡するため議会の議決を求めるものでございます。

無償譲渡する財産は、昭和55年10月に建築され、床面積は103.01平米となっています。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第65号及び議案第66号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 議案第65号の無償譲渡する関生活改善センターは、昭和48年に建築されたもので、床面積は483.93平方メートルであります。

次に、議案第66号の大砂川生活改善センターは、昭和54年に建築されたもので、床面積は210.77平方メートルであります。

以上のものを譲渡するものであります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第67号について、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、議案第67号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）の補足説明を行います。

初めに、歳入についてであります。

8ページをお開きください。中段になります。15款県支出金2項県補助金の中の総務費県補助金であります。上2段、秋田発・子どもふるさと交流推進事業補助金24万8,000円、これまで平成22年

度から平成24年度、前年度までの3ヵ年につきましては、秋田発・子ども双方向交流プロジェクト支援事業ということで少子化対策事業、県の補助金を得て実施しておりましたが、その後継事業ということになります。本市においては、引き続き港区との子ども交流事業、これを計画しております、そちらの事業費に充てる予定です。

その下、地上デジタルテレビ放送移行促進事業費補助金21万円でありますけれども、このことについては歳出のほうでも触れますが、難視聴の解消ということで観音森地区におきまして共同受信施設の整備工事を行う予定にしております。そちらに対する補助金ということになります。

9ページ、中ほどになります。20款諸収入5項雑入でございますが、その一番上になります。新たな難視対策事業費補助事業助成金1,281万9,000円でありますけれども、こちらがその難視対策ということで協調アンテナの設置工事を行う予定にしております。地域が二つございまして、目貫谷地地区8世帯分、それから先ほど申し上げました観音森地区3世帯区のデジサポからの補助金ということになります。

続いて、歳出について補足説明させていただきます。10ページになります。

2款総務費1項総務管理費の中の企画費でありますけれども、議会費にも関連することございまして、市長から報告ございましたが、その詳細になります。大洗町との友好都市協定締結関係予算ということになります。9節の旅費17万3,000円、14節使用料及び賃借料21万円、それから19節、大洗町友好都市協定締結祝賀会負担金16万円でございます。いずれもこの後7月に予定している友好都市締結等に係る職員旅費、自治会長等の関係者の旅費等でございます。

それから15節工事請負費120万円、そして12目の情報管理費に同じく工事請負費300万円、補正計上しておりますけれども、いずれも光ファイバー移設工事費用ということでございます。市の光ファイバーを共架している東北電力等の電柱の老朽化に伴う移設工事に関係する移設工事予算ということで、釜ヶ台線外等が予定されております。双方に分かれている関係は、民間用の光ファイバー及び公共施設等を結ぶ地域イントラネット等の光ファイバーということで、それぞれ所管ごとに予算計上させてもらっております。

それから、19節の中に地上デジタル放送普及支援事業費等補助金1,323万9,000円、歳出予算計上しておりますが、先ほど申し上げました目貫谷地地区、観音森地区に対する補助金ということで、国、いわゆるデジサポの補助金プラス県の補助金プラス市の補助金の合わせたもので1,323万9,000円ということになります。

その上の集会施設整備費補助金につきましては、本郷地区の自治会館、中町地区の自治会館の修繕工事に対する補助金ということになります。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費5項災害救助費1目災害救助費でありますけれども、各種使用料ということで80万円予算計上させてもらっておりますが、こちらにつきましては前年に引き続きまして福島子どもリフレッシュ事業を予定しております。秋田県が実施するこの事業と連携いたしまして、受け入れをした市内の宿泊施設に対し、秋田県では1泊5,000円、これに市としてプラス1,000円のかさ上げ助成をするものでございます。ちなみに昨年度の実績でありますけれども、延べ453泊45万3,000円ということ

でございましたので、今年度はおよそ倍増の80万円を見込み、計上したものでございます。

総務部関係は以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それでは、8ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

14款2項1目1節社会福祉費補助金の地域介護・福祉空間整備推進交付金300万円でございますけれども、地域密着型サービス基盤整備事業に対する国の定額補助金でございます。

2節児童福祉費補助金でございます。子育て支援交付金1,175万円の減額でございますが、今年度より国からの財源を県が子ども安心基金として基金造成いたします。それで、県からの交付される形に変わったということで、国から県支出金のほうに組み替えるものでございます。

3節生活保護費補助金63万円でございますが、生活保護基準見直しに伴います生活保護システムの改修に対する国の補助金でございます。

15款2項1目1節総務費補助金の消費生活相談臨時対策基金事業費補助金121万4,000円でございますけれども、これにつきましては当初予算時点では分からなかったんですけども、今年度も基金事業として補助対象となったことに伴い、補正計上し財源振替するものでございます。

続いて、2目2節社会福祉費補助金の小規模介護施設等緊急整備費補助金1億3,600万円でございますが、小規模特別養護老人ホーム、定員29人以下の施設になりますけれども、それと複合型サービス事業所の施設整備に対する補助金でございます。内訳としましては、前者が1億1,600万円でございます、1人当たり400万円を上限としております。後者につきましては、2,000万円の定額補助となっております。

また、介護施設開設準備経費補助金1,450万円は、先ほど申し上げました小規模特別養護老人ホームの円滑な開設のための経費として、1人当たり50万円を上限に補助するものでございます。

事業主体につきましては、歳出のほうで説明したいと思えます。

それから、3節児童福祉費補助金の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金1,592万6,000円につきましては、市内各保育園の保育士の処遇改善等に対する補助金でございます。

次の子育て支援交付金1,017万5,000円につきましては、先ほど申し上げました国庫から県支出金に変わる組み替えでございます。

続いて、歳出になります。11ページをお開きください。

2款7項1目住民対策総務費の財源振替につきましては、先ほど歳入で説明したとおりでございます。

2目の交通安全対策費1節報酬33万5,000円ですが、4月1日付で新規加入した交通指導員3名の報酬でございます。11節需用費消耗品費の58万7,000円ですが、新交通指導員3名の制服等の購入、それに既存指導員の雨具を更新するものでございます。

3款1項5目介護保健事業費19節でございます。小規模介護施設整備事業補助金1億3,600万のうち、1億1,600万円につきましては小規模特別養護老人ホームの整備費として、象潟健成会に補助するものでございます。2,000万円につきましては、複合型サービス事業所の整備補助として、三光メ

ディケアにそれぞれ交付するものでございます。

次の介護施設開設準備経費補助金1,450万円につきましては、象潟健成会の小規模特別養護老人ホームの開設準備に対する補助金でございます。

地域密着型サービス基盤整備事業補助金300万円につきましては、複合型介護保健事業を開始いたします三光メディケアに対する補助金でございます。

7目福祉施設管理費13節委託料73万円でございますけれども、市政報告にもありました金浦地区老人憩の家「ひまわり荘」と「かもめ荘」の無償譲渡に伴います耐震改修工事に係る設計及び登記業務の委託料でございます。

15節工事請負費870万円でございますが、今申し上げましたひまわり荘とかもめ荘の耐震化改修工事費でございます。

2項1目児童福祉総務費1節報酬18万6,000円は、市政報告にもありましたにかほ市の子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関する事項を調査・審議するために設置する子ども・子育て会議の委員の報酬でございます。委員につきましては15名、2回の会議を見込んでございます。

9節旅費3万円は、今申し上げました委員の費用弁償でございます。

12節役務費6万8,000円でございますが、来年度の策定が義務づけられております子ども・子育て支援事業計画、そのために行う需要調査の郵便料でございます。

13節委託料180万円でございますが、今申し上げました子ども・子育て支援事業計画策定のために行います需要調査の委託料でございます。

続いて、12ページをお開きください。

19節の児童遊園地等整備費補助金48万2,000円につきましては、鈴自治会児童公園のフェンス補修に対する補助でございます。

3款2項2目19節の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金1,457万7,000円でございますが、民間保育所の保育士処遇改善のための補助金でございます。市内9カ所の保育園に補助するものでございます。

3款3項1目13節委託料63万円につきましては、歳入でも申し上げましたが、生活保護基準額見直しに伴います生活保護システム改修の委託料でございます。国100%の補助事業となっております。

4款1項3目13節委託料400万円でございます。これも市政報告にありましたように、7月1日より風疹の予防接種費用を市が全額助成することとしております。400人分を予算計上しております。対象は、妊娠・出産に大きくかかわる二十歳から49歳の男女としておりまして、今年度4月1日以降、既に接種された方には、償還払い方式で助成することとしております。

なお、県では実施市町村に対し、妊娠を希望する女性と妊婦の夫を対象にして2,500円を限度として市町村助成額の2分の1を補助するとしておりますけれども、まだ正式な補助要綱がこちらのほうに来ておりませんので、財源としては一般財源で対応しております。

6目環境衛生費7節賃金5万8,000円でございますが、これも市政報告にございました7月から9月にかけての空き家調査の調査表等の取りまとめに係る臨時の雇用賃金でございます。

13ページ、4款3項1目水道整備費28節の簡易水道特別会計繰出金100万3,000円につきましては、維

持管理に係る経費として繰り出しをするものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部に関することは産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、主なものについて補足説明いたします。

最初に、8ページをお開きください。歳入です。

下段の15款2項4目1節農業費補助金41万3,000円のうち、経営拡大支援事業補助金163万円の減額と、その二つ下にあります経営体育成支援事業補助金163万円の増額は、事業の組み替えによるものです。当初予算では県補助事業の経営拡大支援事業補助金を活用することにしておりましたが、国の補助金であります経営体育成支援事業補助金に組み替えするものであります。

次に、3節水産業費補助金53万6,000円の増額は、海岸漂着物地域対策推進費補助金です。市内漁港付近のごみ回収にかかわる補助金で、歳出では小砂川漁港周辺を計画しております。

次に、13ページをお開きください。歳出になります。

6款1項2目農業総務費13節委託料160万円のうち、農業関連施設耐震補強工事設計委託料90万円の増額は、当初予算に関・大砂川・上郷の生活改善センターの耐震工事費等に係る実施設計費用等を計上しておりましたが、詳細に積算したところ、既予算では不足であることが分かり、追加補正するものであります。

その下の分筆調査委託料70万円の増額は、現在、象潟地区の松ヶ丘にあります市民菜園を含む約2ヘクタールの用地の寄附を受けるために土地の分筆が必要なことから、測量等の委託料であります。

次に、3目農業振興費19節負担金補助及び交付金1,374万8,000円のうち、経営拡大支援事業補助金253万6,000円の減額と一番下にあります経営体育成支援事業補助金253万6,000円の増額は、歳入で説明しましたように事業の組み替えによるものであります。

また、あきたを元気に！農業夢プラン実現事業補助金104万9,000円の増額は、個々の事業費の増減や補助金の組み替えによるものであります。

次に、農業生産施設復旧支援事業補助金1,235万円の増額は、4月7日発生の強風により被害を受けたビニールハウス等に市単独で支援するもので、被害額約3,900万円から共済支払見込み額約800万円を除いた額に40%を乗じ、補助するものであります。

14ページをお願いします。

2項2目林業振興費22節補償補填及び賠償金258万5,000円の増額は、県営林道開設事業太郎ヶ台林道工事670メートルに伴う立木の補償であります。

3項2目水産振興費19節負担金補助及び交付金1,720万8,000円のうち、地域水産物供給基盤整備事業負担金500万円の増額は、金浦漁港の飛護岸改良と浚渫工事費1,000万円の5%が市の負担金です。その下の水産物供給基盤機能保全事業負担金400万円の増額は、金浦漁港の防暑防風施設の補修費4,000万円の10%が市の負担金として計上しております。

次に、漁村再生交付金事業負担金700万円の増額は、象潟漁港の臨港道路や駐車場の測量設計及び用地補償工事等の事業費7,000万円に対する10%を市の負担金として計上しています。

その下の漁業経営体経営発展支援事業補助金120万8,000円の増額は、県事業に対しまして3分の1以内を協調助成するもので、漁船に冷却装置を導入する補助金1件でございます。

次に、7款2項2目観光施設費11節需用費の修繕料95万円の増額は、稲倉山荘と鉾立山荘の雑用水ポンプの修理費及び巾山スキー場圧雪車格納庫の外壁等の修繕費であります。

3項2目公園管理費11節需用費修繕料250万円の増額は、4月の爆弾低気圧によります看板等の補修やサイエンスパークにあるふわふわドームの修理、あるいは海水浴場脇にありますキャンプ場のトイレシャッター等の修理費であります。また、象潟海水浴場にあります更衣室のシャワーを温水化するための費用も、この予算に含んでおります。

15ページを御覧ください。

上段の8款2項2目道路橋梁維持費15節工事請負費150万円の増額は、金浦地区と仁賀保地区の市街地を走る主要な道路にインターチェンジへのスムーズな誘導を図るための案内標識等を設置する費用であります。どちらも市街地から各ICへ行くのが分かりづらいとの意見が寄せられたため、今回新たに設置するものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 消防本部に関することは消防長。

●消防長（伊東善輝君） 9ページを御覧ください。歳入です。

20款5項6目、欄の一番下、支障物件等補償費619万6,000円は、国道7号自歩道工事により室沢車庫の移転と防火水槽の改修工事が必要となった分に対する補償金です。

続いて、歳出です。15ページを御覧ください。

9款1項2目9節旅費の費用弁償10万5,000円は、にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正により、支援消防団員の警戒災害出務手当の年額を6,000円から3,000円となることから、支援消防団員35名分を減額するものです。

3目消防施設費13節委託料、消防団施設建替工事設計管理委託料45万円、防火水槽改修工事設計管理委託料10万円は、歳入で説明した国道7号自歩道工事による室沢車庫の移転による建替工事と防火水槽の改修工事に係る設計管理委託料で、15節工事請負費、消防団施設建物替工事800万円、防火水槽改修工事175万円は、その工事代です。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第68号及び議案第69号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 議案第68号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）についてであります。

6ページをお開きください。歳入であります。

4款2項1目1節財政調整基金繰入金183万8,000円を減額いたしまして、本補正予算の歳入歳出予算の調整を行っております。

7ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費2節から4節までは、今月末で退職します看護師1名の給料等の減額でございます。

7節賃金108万1,000円でございますが、今申しあげました退職看護師のかわりに採用いたします臨時看護師1名の7月からの雇用賃金でございます。

8節の報償費77万3,000円及び14節使用料及び賃借料57万円につきましては、秋田大学病院よりにかほ市の国保診療所での研修医受入要請を受けて補正するものでございまして、受入期間は本年9

月から来年3月までとなっております。研修医は1ヵ月単位で交替し、延べ6人となる予定でございます。研修医受入協定案でございますけれども、それでいきますと時間外勤務手当、宿舍の費用につきましては、にかほ市の負担とするという内容になっておりまして、市と研修医の間に雇用契約はないということで、時間外勤務手当見込み相当額につきましては8節の報償費のほうに計上しております。宿舍につきましては市内のホテルを予定しておりまして、6ヵ月分を14節に計上しております。

1款2項1目研究研修費19節1万2,000円でございますけれども、7月からスタートいたします健康増進外来、その充実に向けて指導士認定研修会を受講するものでございます。

続いて、議案第69号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

4ページ、地方債の補正でございます。象潟町関地区の白糸大橋補修工事に伴いまして、水道管添架工事の財源として、簡易水道事業債900万円を加え、借入限度額を2,910万円から3,810万円に変更するものでございます。

7ページ、お聞きください。歳入でございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金100万3,000円につきましては、歳入歳出予算の調整を一般会計からの繰入金で行うものでございます。

5款2項1目1節雑入でございます。支障物件等補償費483万6,000円は、先ほども申し上げました白糸大橋補修工事に伴います水道管添架工事に対するものでございます。

6款1項1目1節簡易水道事業債900万円も、同じく水道管添架工事の分でございます。

次に、8ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項1目11節修繕料100万円につきましては、4月初めに上浜浄水場ポンプ修繕が発生いたしまして、それに105万円要しております。今後の既設管の漏水や施設設備などの補修分として補正をお願いするものでございます。

次に、2款1項1目13節委託料218万4,000円と15節工事請負費1,165万5,000円につきましては、白糸大橋修繕工事に伴います水道管添架工事の設計業務委託料とその工事費でございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） これで提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午後1時32分 散 会

